

Let's type!

レツツ

タイプ

今回ご紹介するのは「和文タイプライター」です。

「タイプライター」は18～19世紀にかけてイギリスで登場したとされます。文字盤を打鍵することで、活字を紙に打ち付けて印字する機械で、書類の清書など広く記録のために使われました。

和文タイプライターは文字通り和文(日本語)の文章に合わせた活字で作られたタイプライターで、1915(大正4)年に杉本京太氏によって発明、特許が取得されました。英文タイプライターとの大きな違いは活字の数と打鍵の仕方です。現在のキーボードのように打ち込める英文と異なり、和文は機種にもよりますが2千を超える活字の中から、打ち込む文字にカーソルを合わせレバーで打ちつけます。タイプライターを取り扱うタイピストと呼ばれる職業も存在しました。

今回の和文タイプライターは、日本タイプライター社製の「パンライ

ター」と呼ばれる製品です。一般普及用として従来のものに比べ簡易かつ小型化しており、持ち運び用としても使用されました。大きさがおよそ横33cm(ロール部分は68cm)×縦38cm×高さ最大24cm(付属部品を除く)、重量は約10kgです。前述したように英文よりも活字の量が多いため、必然的に重くなります。このパンライターの持ち運び可能と言っても、現在のノートパソコンなどと比べるとかなりの重量でした。

寄贈者は教員をしていた方で、実際に学校に持ち運んで使っていたそうです。当時、いわゆる学級だよりのようなプリントは謄写版(ガリ版)印刷が主流でしたが、事務仕事ではタイプライターが活躍しました。

そんなタイプライターですが、1980年代にワードプロセッサ

(通称ワープロ)の普及が広まると、徐々にその役割が移り変わっていき

ました。

一般使用はほとんどされていない現在でも、活字のデザイン性や操作性、打鍵音などで多数の愛好家がいます。(坂本恵衣)

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 指定物件 | 石狩弁天社 |
| 2. 文化財の種別 | 有形文化財 |
| 3. 指定年月日 | 昭和42年12月22日 |

写真2 タイプライターで打刻された文字

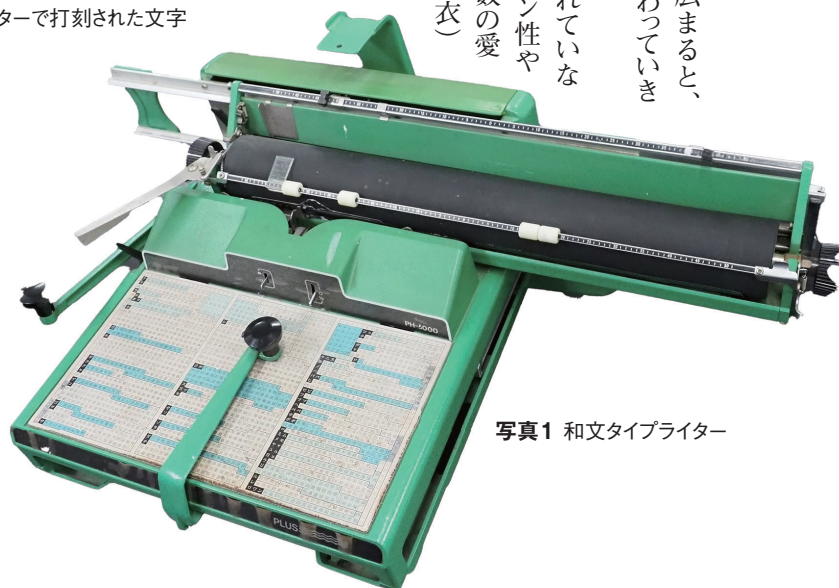


写真1 和文タイプライター



学芸員
坂本 恵衣
Kei Sakamoto

専門は文化人類学。地域信仰について調べるとともに、石狩の人々の生活の中で宗教がどのように考えられていたのか、歴史の変遷などを研究する。

相談事例

一人で住んでいる自宅に「屋根を無料で点検します」と業者が訪問。点検後、「このままでは雨漏りする」と言われ、不安になって工事を依頼した。すると今度は「外壁にもひびがある」「床下も補強が必要」と次々に勧められ、断り切れないまま契約を重ね、支払いは500万円以上になった。半年後、外壁に新たなひびが出てきたので保証修理を求めたが、業者は「都合がつかない」の一点張り。ついに連絡が取れなくなってしまった。



くらしの
知っ得情報

その屋根工事、本当に必要ですか？ 突然の訪問に要注意！

気を付けよう！

勧誘トークに潜むワナ

悪質な業者は、次のような言葉で近づいてきます。心当たりがあれば注意が必要です。

① 突然の訪問と無料点検

「近所で工事をしている者です。あいさつに来ました」

「ドローンで見たら屋根が傷んでいます。無料で点検します」

悪質な業者は突然訪問し、「あいさつなら対応しないと失礼」と思わせドアを開けさせ、不安をあおる話をし、点検や工事の契約をするように仕向けます。屋根は自分では見えにくく、業者の言葉を信じてしまいがちなため、点検商法のターゲットになりやすいのです。

② 不安をあおる

「このままでは雨漏りします」

「屋根が飛んで近所に迷惑がかかりますよ」

点検後、不安をあおりながら言葉巧みに「すぐ工事しないと大変」と思い込ませます。業者が見せる写真や動画は消費者にとって真偽の判断が難しく、つい信じてしまいがちです。

③ 契約を急がせる

「今契約すれば特別価格です」

「火災保険で直せますよ」

業者はその場で契約させようと、「今ならお得」と強調しますが、実は相場より高額な場合もあります。火災保険の申請や、その手続きの代行を持ちかける勧誘もみられますが、経年劣化は保険の対象外です。うその理由で保険金を請求すると、詐欺罪に問われる恐れもあります。

トラブルを防ぐ6つのポイント

- ① 突然の訪問業者に、安易に点検させない
- ② その場で契約せず、複数社の見積もりをとる
- ③ 契約内容や保証は、必ず書面で確認する
- ④ 「保険が使える」という話をうのみにしない
- ⑤ 契約前に信頼できる人に相談する
- ⑥ 契約してもクーリングオフを利用できる場合がある

石狩市消費生活センター ☎ 75・2282 所 市役所1階 日 平日10時～16時

土・日・祝日は 消費者ホットライン188(局番なし) にご相談を!